

平成 16 年 4 月 2 日

各 位

会 社 名 アークランドサカモト株式会社
代表者名 代表取締役社長 坂 本 守 蔵
(コード番号 9842 東証第一部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 堀 川 優 人
(TEL. 0256-33-6000)

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、ストック・オプションの実施を目的として、平成 16 年 5 月 13 日開催予定の当社第 35 回定時株主総会の決議を条件に、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権を無償にて発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- ・株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
当社取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプションを実施するためであります。
- ・新株予約権の要領
 1. 新株予約権割当の対象者
当社取締役および従業員
 2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 400,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は目的たる株式数の調整をすることができるものとする。
 3. 新株予約権の総数
合計 4,000 個を上限とする。（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数は 100 株。ただし、2. に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。）
 4. 新株予約権の発行価額
無償で発行する。

5. 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権1個あたりの行使時における払込金額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「払込金額」とする。）に、3.に定める新株予約権1個あたりの目的たる株式数を乗じた金額とする。

払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）における東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げる）と新株予約権を発行する日の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は払込金額を調整することができるものとする。

6. 新株予約権の行使期間

平成18年5月15日から平成21年5月14日までとする。

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権の相続は認めない。
- (3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議により決定する。

8. 新株予約権の消却事由および条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
- (2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡はできないものとする。

10. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会決議により決定する。

以上